

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方に係る パブリックコメント手続き結果(概要)

1 パブリックコメント手続き等実施概要

(1) パブリックコメント手続きの実施状況

- ・意見の募集期間：平成21年7月1日(水)から平成21年7月31日(金)
- ・閲覧場所：ホームページ、情報プラザ、各区役所・支所・出張所、市民館、図書館等

※ 閲覧場所では、(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方を配布

(2) 環境ミーティング等

- ・実施回数：市内3箇所、7月4日(土)、8日(水)、10日(金)に実施
- ・延参加人数：約580人

(3) 出前説明会等

- ・実施回数：6回(事業者団体、市民団体等)
- ・延参加人数：約120名

(4) パブリックコメント手続による意見

提出件数	意見数
62件	460件

2 意見の内容とそれに対する市の考え方

《意見に対する反映区分》

- A 基本的な考え方にそったご意見であり、条例案等に反映されているもの
- B 条例の指針等で検討するもの
- C 計画策定を含め今後の施策展開で参考とするもの
- D 今回の条例案等には反映しないもの
- E その他

意見区分	件数	反映区分				
		A	B	C	D	E
0 理念等	73	60		5	7	1
1 地球温暖化対策に係る計画	46	32		14		
2 事業活動に関する地球温暖化対策	5			2	2	1
2(1) 大規模事業者に対する計画書・報告書制度	130	99	22		8	1
2(2) 中小規模事業者に対する地球温暖化対策の支援	33	2		31		
3 開発行為等における地球温暖化対策	1				1	
3(1) 開発行為における地球温暖化対策	41	33	2	1	4	1
3(2) 建築行為における地球温暖化対策	1			1		
3(3) 住宅販売時の情報提供						
4 再生可能エネルギー等の利用による地球温暖化対策	5	1		3		1
4(1) 再生可能エネルギー等の優先的な利用等	11	1		9		1
4(2) エネルギー供給事業者による情報提供	3				1	2
5 運輸交通における地球温暖化対策	51			47		4
6 優れた環境技術等による国際貢献の推進	1			1		
6(1) 地球温暖化対策に資する製品・技術等	3			3		
6(2) 環境技術等による国際貢献の推進	3			1		2
7 日常生活における地球温暖化対策	14			14		
8 環境教育・環境学習の推進	9			8	1	
9 緑の保全及び緑化の推進	4			3		1
10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成	8	1		6		1
11 地球温暖化対策に係る組織整備	6	3		3		
12 表彰	4			4		
13 その他	8			2		6
合計	460	232	24	158	24	22
割合		50.4%	5.2%	34.3%	5.2%	4.8%